

事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に関する取扱要領

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課

(目的)

第1条 この取扱要領（以下「要領」という。）は、熊本県知事が所轄する特定非営利活動法人（以下「法人」という。）が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条に規定する書類（以下「書類」という。）を、熊本県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年熊本県条例第43号）第3条に規定する提出期限（以下「期限」という。）までに提出しない場合の取扱いに関し必要な事項を定め、所轄庁として法に基づく適正かつ円滑な事務の執行を図るとともに、県民に対し適切に必要な情報を提供することを目的とする。

(督促書の送付)

第2条 男女参画・協働推進課長（以下「課長」という。）は、期限までに書類を提出しない法人に対しては、督促書（別記様式第1号）を送付するものとする。

2 前項の督促書は、当該法人の主たる事務所所在地に送付するものとし、不達の場合は、当該法人の定款で規定されている代表権を有する理事（以下「代表理事」という。）の住所地に再度送付するものとする。

(過料事件通知予告書及び督促書の送付)

第3条 課長は、3年以上にわたって書類を提出しない法人があるときは、当該法人の代表理事に過料事件通知予告書（別記様式第2号）を、代表理事以外の役員に督促書（別記様式第3号）を送付するものとする。

(過料事件通知書の送付)

第4条 課長は、前条第1項の過料事件通知予告書を送付したにもかかわらず、同予告書に指定した期日までに書類を提出しない法人があるときは、法第80条第5号に該当する過料事件として取り扱う旨の局長決裁を経た後、当該代表理事の住所地进行を管轄する裁判所に過料事件通知書（別記様式第4号）を送付するものとする。

2 前項の過料事件通知書には、当該法人に関する次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

- ①定款
- ②登記簿謄本
- ③役員の氏名及び住所等に関する書類
- ④督促書
- ⑤過料事件通知予告書
- ⑥その他参考となる書類

(認証の取消し)

第5条 課長は、3年以上にわたって書類を提出しない法人があるときは、法第43条第1項の規定により認証を取り消す旨の局長決裁を経た後、当該法人には認証取消通知書 (別記様式第5号) の原本を、その役員には同通知書の写しを送付するものとする。

2 前項の認証取消通知書は、当該法人の主たる事務所所在地に、同通知書の写しは、役員の住所地にそれぞれ送付するものとする。

3 その他認証取消しに係る手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年熊本県規則第45号）に従い行うものとする。

(県民への情報の提供)

第6条 課長は、過料事件通知書の送付を行った場合又は法第43条第1項の規定による認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館のホームページ及び県のホームページにおいて県民に対し情報を提供するものとする。

② 当該法人の名称及び主たる事務所所在地

② 役員の氏名（ホームページにおいては、代表理事がいる場合は代表理事の氏名のみ）

③ 過料事件通知書送付又は認証の取消しに至った理由

(登記の嘱託)

第7条 設立の認証の取消しを行った場合は、法人の主たる事務所を管轄する法務局に対し、登記嘱託書 (別記様式第6号) を送付して解散の登記の嘱託を行うものとする。

2 前項の書類には、第5条第1項の規定により当該法人に通知した文書の写しに原本証明を加えて添付するものとする。

(法人の解散及び清算手続に係る地方裁判所への通知)

第8条 設立の認証の取消しを行った場合は、当該法人の解散及び清算に係る監督官庁となる地方裁判所に対し、解散等事務発生通知書 (別記様式第7号) を送付するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、この要領の施行の日以前に書類の提出期限が到来した法人にも適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成24年4月1日から施行する。
2. 施行日前に事業年度が開始した法人については、なお従前の例によることとし、様式書類は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月15日に施行し、令和7年10月1日から適用する。

(別記様式第1号)

男女協第 号
年 月 日

(特定非営利活動法人名)

代表理事 ○○ ○○ 様

熊本県男女参画・協働推進課長

督 促 書

すべての特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第29条の規定により、下記書類を、所轄庁に毎年提出することが義務付けられています。

貴法人の 年度分(年 月～ 年 月)に係る下記書類については、提出期限(年 月末日)が経過しているところですが、まだ提出されておきませんので、 年 月 日までに御提出願います。また、これより前の年度に係る書類の提出をされてない場合も併せて御提出願います。

なお、提出期限までに提出がない場合は、特定非営利活動促進法第80条第5号の規定により、過料の処分を受けることがありますので、御留意願います。

また、既に書類を提出済みの場合は、本書と行き違いになっておりますので、あしからず、御了承ください。

記

提出すべき書類	部数
☐ 事業報告書等提出書(県が定める様式による)	<u>1部</u>
☐ 前事業年度の事業報告書、活動計算書及び計算書類の注記、貸借対照表、財産目録	<u>2部</u>
☐ 年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	<u>2部</u>
☐ 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	<u>2部</u>

書類の提出先及び書き方についてのお問い合わせ

〒860-8554(パレア専用郵便番号) 手取本町8-9

くまもと県民交流館NPO・ボランティア協働センター 電話:096-355-1186

※ホームページに様式を掲載しています→<http://www.parea.pref.kumamoto.jp/shakaisanka/npo/report.html>

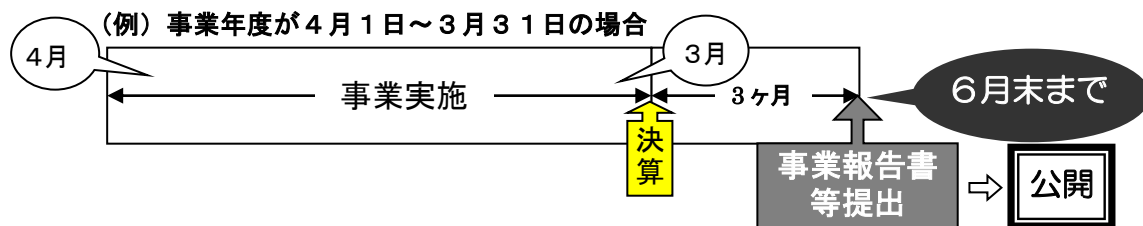
この督促書についてのお問い合わせ

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課 協働推進班

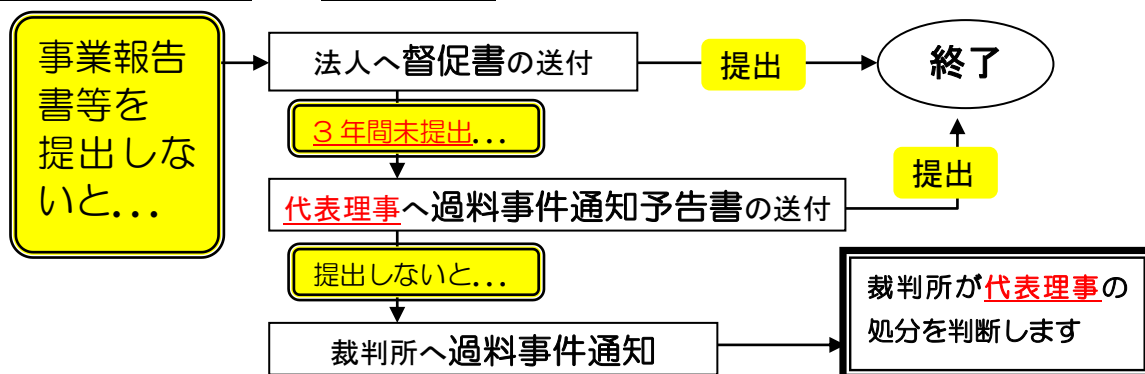
電話:096-333-2286

必ず裏面をお読みください

● NPO法人(特定非営利活動法人)は、毎年 事業報告書等 を提出しなければいけません

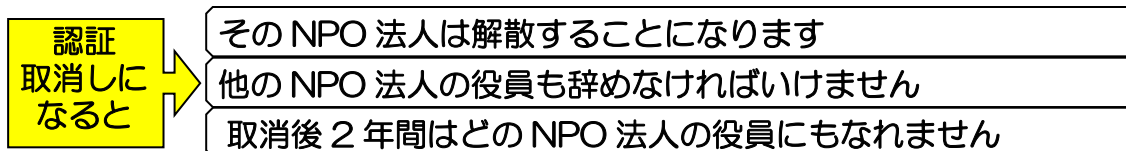


● 定められた期限までに事業報告書等を提出しないと、役員は 20万円以下 の 過料処分 を受けることがあります



※過料事件通知については、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館のホームページ及び県ホームページで公表(法人の名称及び主たる事務所の所在地、代表者の氏名、理由等)します。

● 3年以上 にわたって事業報告書等を提出しないと、NPO 法人の 認証 を 取り消す ことがあります



※認証取消しについては、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館のホームページ及び県ホームページで公表(法人の名称及び主たる事務所の所在地、代表者の氏名、理由等)します。

特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

1～4 (略)

5 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

6 (略)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第31条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

1～6 (略)

7 第43条の規定による設立の認証の取消し

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1～4 (略)

5 第25条第7項若しくは第29条(これらの規定を第52条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第49条第4項(第51条第5項、第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例

第3条 法第29条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、行ふものとする。

(別記様式第2号)

男女協第 号
年 月 日

(特定非営利活動法人名)

代表理事 ○○ ○○ 様

熊本県環境生活部県民生活局
男女参画・協働推進課長

過料事件通知予告書

すべての特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第29条の規定により、下記書類を、所轄庁に毎年提出することが義務付けられています。

あなたが代表理事を務める法人の 年度分から 年度分(3か年分)に係る下記書類について、これまで督促書を送付していますが、まだ提出されておられません。

年 月 日までに提出がない場合は、特定非営利活動促進法第80条第5号に該当する過料事件として、あなたの住所地を管轄する裁判所に通知します。

また、3か年分の提出が行われない場合は、今後、同法第43条第1項に基づく設立認証の取消し処分手続き(当該取消し処分及びそれに伴う法人役員に関する事項等については、裏面に参考記載)を進める予定であることを申し添えます。

なお、既に書類を提出済みの場合は、本書と行き違いになっておりますので、あしからず、御了承ください。

記

提出すべき書類	部数
☐ 事業報告書等提出書(県が定める様式による)	<u>1部</u>
☐ 前事業年度の事業報告書、活動計算書及び計算書類の注記、貸借対照表、財産目録	<u>2部</u>
☐ 年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	<u>2部</u>
☐ 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	<u>2部</u>

書類の提出先及び書き方についてのお問い合わせ

〒860-8554(パレア専用郵便番号) 手取本町8-9

くまもと県民交流館NPO・ボランティア協働センター 電話:096-355-1186

※ホームページに様式を掲載しています→<http://www.parea.pref.kumamoto.jp/shakaisanka/npo/report.html>

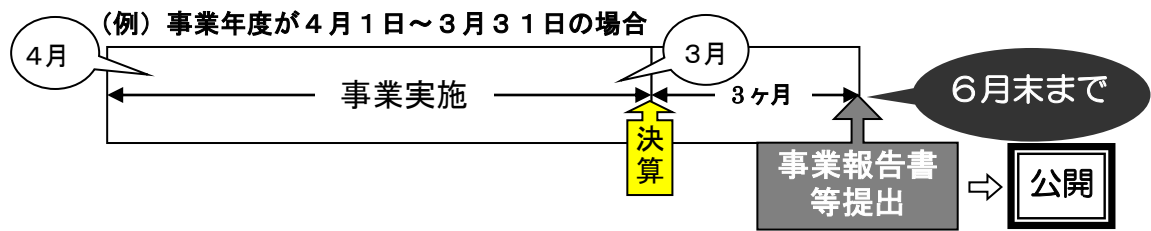
この予告書についてのお問い合わせ

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課 協働推進班

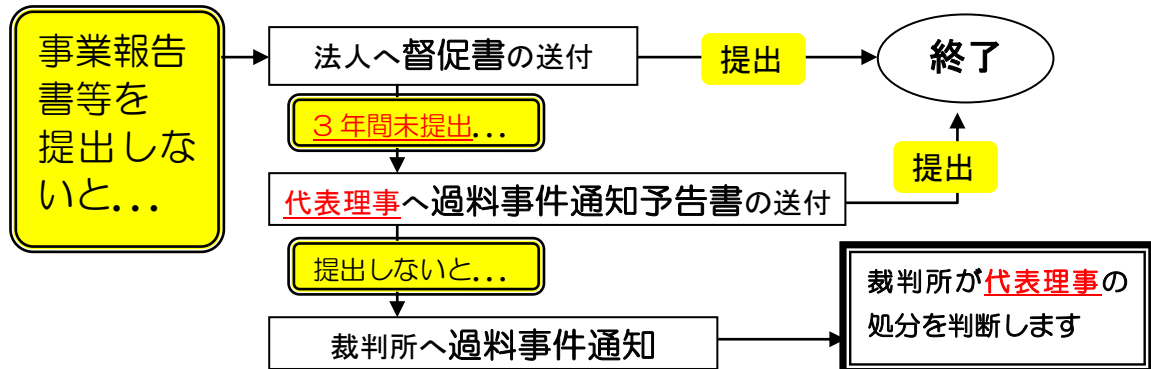
電話:096-333-2286

必ず裏面をお読みください

●NPO法人(特定非営利活動法人)は、毎年事業報告書等を提出しなければいけません

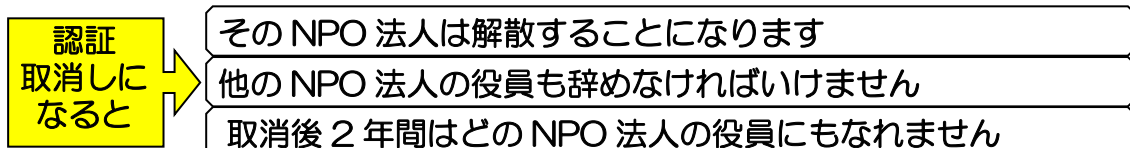


●定められた期限までに事業報告書等を提出しないと、役員は20万円以下の過料処分を受けることがあります



※過料事件通知については、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館のホームページ及び県ホームページで公表(法人の名称及び主たる事務所の所在地、役員の氏名、理由等)します。

●3年以上にわたって事業報告書等を提出しないと、NPO法人の認証を取り消すことがあります



※認証取消しについては、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館のホームページ及び県ホームページで公表(法人の名称及び主たる事務所の所在地、役員の氏名、理由等)します。

特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

1～4 (略)

5 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

6 (略)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第31条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

1～6 (略)

7 第43条の規定による設立の認証の取消し

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1～4 (略)

5 第25条第7項若しくは第29条(これらの規定を第52条第1項(第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第49条第4項(第51条第5項、第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例

第3条 法第29条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、行ふものとする。

(特定非営利活動法人名)
役員 ○○ ○○ 様

熊本県男女参画・協働推進課長

督 促 書

すべての特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第29条の規定により、下記書類を、所轄庁に毎年提出することが義務付けられています。

あなたが役員を務める法人の 年度分から 年度分(3か年分)に係る下記書類について、これまで代表理事宛に督促書を送付していますが、まだ提出されておられません。

なお、 年 月 日までに提出がない場合は、特定非営利活動促進法第80条第5号に該当する過料事件として、代表理事の住所地を管轄する裁判所に通知します。

また、3か年分の提出が行われない場合は、今後、同法第43条第1項に基づく設立認証の取消し処分手続き(当該取消し処分及びそれに伴う法人役員に関する事項等については、裏面に参考記載)を進める予定であることを申し添えます。

なお、既に書類を提出済みの場合は、本書と行き違いになっておりますので、あしからず、御了承ください。

記

提出すべき書類	部数
☐ 事業報告書等提出書(県が定める様式による)	1部
☐ 前事業年度の事業報告書、活動計算書及び計算書類の注記、貸借対照表、財産目録	2部
☐ 年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	2部
☐ 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	2部

書類の提出先及び書き方についてのお問い合わせ

〒860-8554(パレア専用郵便番号) 手取本町8-9

くまもと県民交流館NPO・ボランティア協働センター 電話:096-355-1186

※ホームページに様式を掲載しています→<http://www.parea.pref.kumamoto.jp/shakaisanka/npo/report.html>

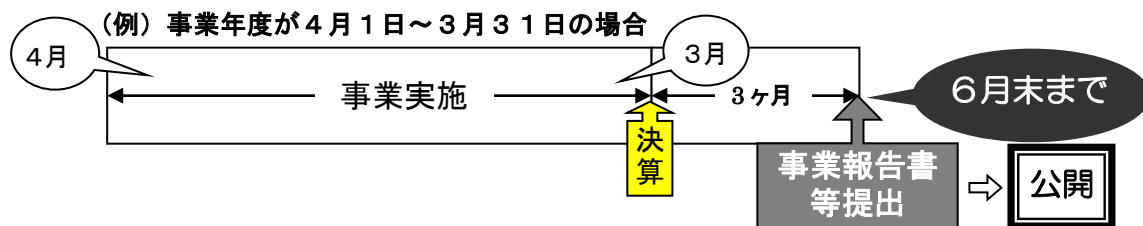
この督促書についてのお問い合わせ

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課 協働推進班

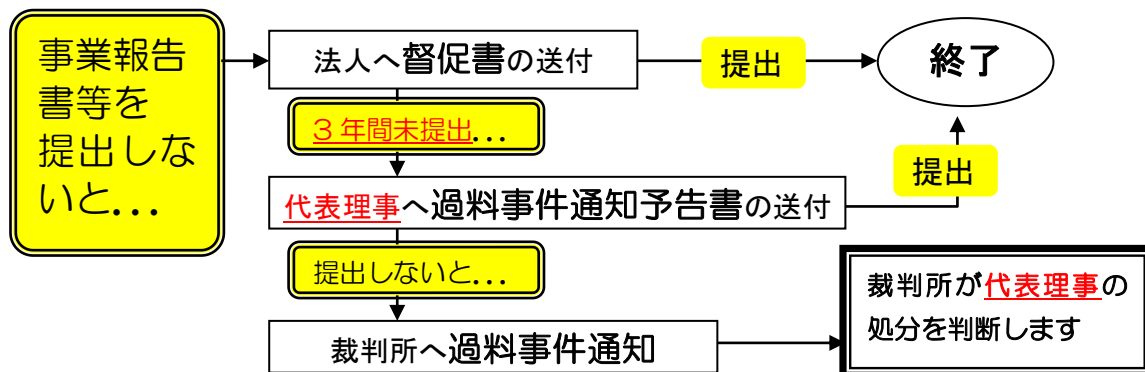
電話:096-333-2286

必ず裏面をお読みください

● **NPO法人（特定非営利活動法人）は、毎年 事業報告書等 を提出しなければいけません**

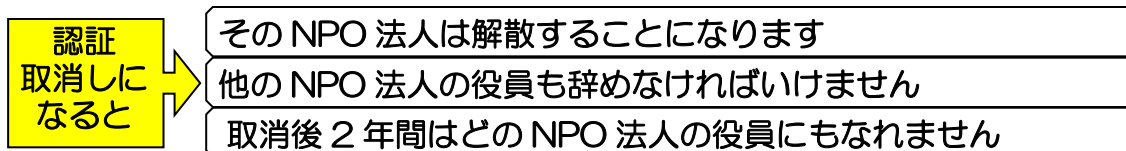


● **定められた期限までに事業報告書等を提出しないと、役員は20万円以下の過料処分を受けることがあります**



※過料事件通知については、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館のホームページ及び県ホームページで公表（法人の名称及び主たる事務所の所在地、代表者の氏名、理由等）します。

● **3年以上 にわたって事業報告書等を提出しないと、NPO 法人の 認証 を 取り消す ことがあります**



※認証取消しについては、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館のホームページ及び県ホームページで公表（法人の名称及び主たる事務所の所在地、代表者の氏名、理由等）します。

特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

1～4 (略)

5 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

6 (略)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第31条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

1～6 (略)

7 第43条の規定による設立の認証の取消し

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1～4 (略)

5 第25条第7項若しくは第29条(これらの規定を第52条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第49条第4項(第51条第5項、第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例

第3条 法第29条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、行ふものとする。

地方裁判所 御中

熊本県環境生活部県民生活局
男女参画・協働推進課長

過料事件通知書

下記の違反者につき、特定非営利活動促進法第80条第5号に掲げる場合に該当するものと思慮されるので、関係書類を添えて通知します。

記

特 定 非 営 利 活 動 法 人	名 称					
	事務所所在地					
	所 轄 庁	熊本県知事				
違 反 者	資 格					
	氏 名					
	住 所					
事 件 の 概 要						
未提出書類(○ を付したもの)	事 業 報 告 書		財 産 目 録		貸 借 対 照 表	
	活 動 計 算 書		役 員 名 簿		社 員 名 簿	
	定 款		認 証 書 の 写 し		登 記 簿 謄 本	
提 出 期 限	年 月 日					
事 業 年 度	年 月 日 ~ 年 月 日					
添 付 書 類	①定款、②登記簿謄本、③役員の氏名及び住所等に関する書類、 ④督促書、⑤過料事件通知予告書、⑥その他参考となる書類					

(別記様式第5号)

熊本県達第 号
(住 所)
(法人名称)

○年○月○日付け熊本県指令○第○号で認証しました特定非営利活動法人の設立の認証については、次の理由から特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第43条第1項の規定により取り消します。

年 月 日

熊本県知事 ○○○○

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第29条に基づき毎事業年度1回、所轄庁である知事へ事業報告書等の提出が義務づけられているが、あなたは提出期限を過ぎても ○年度、 ○年度、 ○年度分の事業報告書等を提出しなかったため

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(別記様式第6号)

登記嘱託書

- 1 名称
- 2 主たる事務所
- 3 登記の事由 解散
- 4 登記すべき事項 年 月 日熊本県知事の設立の認証の取消し
により解散
- 5 添付書類 認証取消通知書の謄本 1 通

上記のとおり登記を嘱託する

年 月 日

熊本県知事 ○○○○

地方法務局 御中

【問合せ先】

所 属:

担 当:

TEL :

地方裁判所 御中

熊本県環境生活部県民生活局
男女参画・協働推進課長

解散等事務発生通知書

このことにつきまして、 年 月 日付けで下記の特
定非営利活動法人の設立の認
証を取り消したところですが、特定非営利活動促進法第32条の2第1項の規定により、特定
非営利活動法人の解散及び清算は裁判所の監督に属するとされているので、貴職に通知
します。

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 設立登記年月日
- 5 取消しの事由

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第29条に基づき提出が義務づけられ
ている事業報告書等を3年以上にわたって提出していないため。

【問合せ先】

所 属:

担 当:

TEL :